

株式会社グリーンパワーインベストメント「(仮称)ウインドファーム津芸濃事業に係る計画段階
環境配慮書」に対する意見について

平成30年11月21日
経 済 産 業 省
商 務 情 報 政 策 局
産 業 保 安 グ ル ー プ

本日、環境影響評価法第3条の6の規定に基づき、「(仮称)ウインドファーム津芸濃事業に係る計画段階環境配慮書」について、株式会社グリーンパワーインベストメントに対し、環境の保全の見地からの意見を述べた。

意見内容は別紙のとおり。

(参考)当該地点の概要

1. 計画概要

- ・場 所 : 三重県津市及び伊賀市
- ・原動力の種類 : 風力(陸上)
- ・出 力 : 最大48,000kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

計画段階環境配慮書受理	平成30年 9月 6日
環 境 大 臣 意 見 受 理	平成30年11月16日
経 済 産 業 大 臣 意 見	平成30年11月21日

問合せ先:電力安全課 高須賀、松橋、常泉
電話03-3501-1742(直通)

株式会社グリーンパワーインベストメント「(仮称)ウインドファーム津芸濃事業に係る計画段階
環境配慮書」に対する意見

1. 総論

(1) 対象事業実施区域の設定等

対象事業実施区域の設定並びに風力発電設備及び取付道路等の附帯設備(以下「風力発電設備等」という。)の構造・配置又は位置・規模(以下「配置等」という。)の検討に当たっては、現地確認を含め必要な情報の収集・把握を適切に行った上で、計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の程度を整理し、反映させること。また、事業実施想定区域には、森林法(昭和26年法律第249号)に基づき指定された保安林及び砂防法(明治30年法律第29号)に基づき指定された砂防指定地等が存在していることから、関係行政機関等と十分な協議・調整を行った上で、改変を想定しない範囲を除外し、実現可能な事業計画を検討すること。

(2) 累積的な影響

事業実施想定区域及びその周辺においては、本事業者及び他事業者による複数の風力発電所が稼働中又は環境影響評価手続中であることから、これらの風力発電設備等による工事中及び供用時の騒音、供用時の風車の影、鳥類、景観等への累積的な影響が懸念される。特に鳥類については、当該区域及び本事業者が計画する「(仮称)平木阿波ウインドファーム事業」の事業実施想定区域の周辺においてクマタカの繁殖ペアが確認されていることから、両事業によるクマタカの生息及び繁殖に対する累積的な影響を適切に把握することが重要である。このため、既存の風力発電設備等に関するこれまでの調査等により明らかになっている情報及び本事業者が計画する「(仮称)平木阿波ウインドファーム事業」における調査結果の活用や他事業者との情報交換等に努め、累積的な影響について、適切な調査、予測及び評価を行うこと。また、重大な影響が懸念された場合は、適切な環境保全措置を講ずること。

(3) 事業計画等の見直し

上記のほか、2.により、本事業の実施による重大な影響等を回避又は十分に低減できない場合は、風力発電設備等の配置等の再検討、対象事業実施区域の見直し及び基数の削

減を含む事業計画の見直しを行うこと。

(4)環境保全措置の検討

環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。

2. 各論

(1)騒音等に係る環境影響

事業実施想定区域の周辺には、複数の住居が存在しており、工事中及び供用時における騒音による生活環境への重大な影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」(平成29年5月環境省)及びその他の最新の知見等に基づき、住居への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備等を住居から離隔すること等により、騒音等による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

(2)風車の影に係る環境影響

事業実施想定区域の周辺には、複数の住居が存在しており、供用時における風車の影による生活環境への重大な影響が懸念される。このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、住居への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備を住居から離隔すること等により、風車の影による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

(3)土地の改変に伴う自然環境に対する影響

事業実施想定区域は、森林法に基づく保安林、砂防法に基づく砂防指定地等が存在することから、土地の改変に慎重を要する地域である。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、土砂及び濁水の流出等による河川・沢筋等の動植物の生息・生育環境への影響に関する調査、予測及び評価を行い、専門家等からの指導・助言を踏まえ、土砂の崩落及び流出の可能性の高い箇所の改変を回避するとともに、土地の改変量を最小限に抑えること等により、自然環境への影響を回避又は極力低減すること。

(4) 鳥類に対する影響

事業実施想定区域及びその周辺では、クマタカの生息が確認されていることから、本事業の実施により、風力発電設備への衝突事故、移動経路の阻害等による鳥類への影響が懸念される。このため、本事業の風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、専門家等からの助言を踏まえた鳥類に関する適切な調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備等の配置等を検討すること。

(5) 景観に対する影響

事業実施想定区域の周辺には、「経ヶ峰」等の主要な眺望点及び景観資源が存在し、本事業の実施により、これらの重要な眺望景観への影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、現地調査により主要な眺望点からの眺望の特性、利用状況等を把握した上で、フォトモンタージュを作成し、垂直見込角、主要な眺望方向及び水平視野も考慮した客観的な予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、重要な眺望景観への影響を回避又は極力低減すること。また、重要な眺望景観については、事業計画の具体化並びに調査、予測及び評価に当たって、当該施設の設置者又は管理者、利用者、地域住民及び関係自治体等の意見を踏まえること。

(6) 人と自然との触れ合い活動の場

事業実施想定区域及びその周辺には、「経ヶ峰」の登山ルートである「経ヶ峰ハイキングコース」が複数存在しており、当該登山ルートのうち、特に「芸濃笹子ルート」及び「平木ルート」は直接改変による影響のほか、工事中及び供用時の騒音、供用時の風車の影、景観変化等によるこれらの人と自然との触れ合いの活動の場への影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、これらの人と自然との触れ合いの活動の場の直接改変を原則回避すること。また、やむを得ず必要最小限の改変等を検討する場合には、主要な人と自然との触れ合いの活動の場の状態及び利用の状況に関する調査及び予測を行い、事業実施による影響を評価するとともに、その結果を踏まえ、事業の実施による影響を回避又は極力低減すること。主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響に関する調査及びこれに係る環境保全措置の検討に当たっては、当該人と自然との触れ合いの活動の場の設置者又は管理者、利用者、地域住民及び関係自治体等の意見を踏まえること。

以上の検討の経緯及び内容について、方法書以降の図書に適切に記載すること。